

平成27年度

目黒区財政健全化判断比率審査意見書

目黒区監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、平成２７年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

平成２８年８月２３日

目黒区監査委員	横 田 俊 文
目黒区監査委員	松 島 達 雄
目黒区監査委員	磯 野 弘 三
目黒区監査委員	飯 島 和 代

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の期間

平成 28 年 8 月 9 日から平成 28 年 8 月 23 日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、次の点を主眼とし、算定の基礎となる事項を記載した書類との照合、説明聴取等を実施した。

- （1）健全化判断比率の算出過程に誤りがないか。
- （2）法律に基づき適切な算定要素が用いられているか。
- （3）算定基礎となる資料が適正に作成されているか。

第2 審査の結果

1 審査の総括

（1）健全化判断比率

（単位：％）

健全化 判断比率	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	早期健全化 基準*	財政再生 基準*
実質赤字 比率	—	—	—	—	—	11.25	20.00
連結実質 赤字比率	—	—	—	—	—	16.25	30.00**
実質公債費 比率	4.4	2.3	0.4	△0.8	△2.3	25.0	35.0
将来負担 比率	—	—	—	—	—	350.0	

* 早期健全化基準比率と財政再生基準比率は、法令の定めによる。

** 連結実質赤字比率の財政再生基準は経過措置がある。

（21 年度決算まで 40%、22 年度決算 35%、23 年度決算以降 30%）

(2) 各個別の指標

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（通常の行政活動を行うのに必要な使途の特定されない一般財源の総額を示すもの。64,717,774 千円）に対する比率で、27 年度の算定値はマイナス 5.76%と算定された。なお、実質赤字比率は赤字の比率を示す指標で、本区の場合は実質収支が黒字 (3,727,801 千円) であることから、実質赤字比率の表示は「－」となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

<実質赤字比率算定値の推移>

(単位：%)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
算 定 値	△6.37	△7.37	△6.52	△5.43	△5.76
実質赤字 比率	—	—	—	—	—

イ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、27 年度の算定値はマイナス 7.22%と算定された。なお、連結実質赤字比率は赤字の比率を示す指標で、本区の場合は実質収支が黒字 (4,675,827 千円) であることから、連結実質赤字比率の表示は「－」となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

<連結実質赤字比率算定値の推移>

(単位：%)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
算 定 値	△7.44	△8.65	△7.82	△6.65	△7.22
連結実質 赤字比率	—	—	—	—	—

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金（特定財源及び元利償

還金等に係る基準財政需要額算入額を控除）の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除）に対する比率の過去3か年の平均で、27年度の実質公債費比率はマイナス2.3%と算定され、前年度のマイナス0.8%と比較して1.5ポイント改善した。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

＜実質公債費比率算定値の推移＞ (単位：%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
算定値 (単年度)	1.67	0.61	△0.98	△2.29	△3.80
実質公債費 比率 (3か年平均)	4.4	2.3	0.4	△0.8	△2.3

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債の現在高、退職手当負担見込額、債務負担行為に基づく支出予定額等から充当可能財源等を控除）の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除）に対する比率で、27年度の将来負担比率は、マイナス84.7%と算定された。なお、本区の場合は将来負担額よりも充当可能財源等が上回っていることにより、将来負担比率の表示は「－」となる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還額等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

＜将来負担比率算定値の推移＞ (単位：%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
算定値	△45.0	△51.1	△61.7	△75.5	△84.7
将来負担 比率	—	—	—	—	—

2 意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、算出過程に誤りがなく適正に作成されており、算定要素も適切に用いられていることを確認した。また、算定された健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていた。

27年度においては、健全化判断比率の一定の改善とともに、24年度から26年度にかけて実施された緊急財政対策の取組や区税収入の増加等により、経常収支比率が19年度決算以来初めて適正範囲（70～80%）とされる79.0%に達し、また、積立基金残高についても、26年度末の193億円余から27年度末には302億円余に増加するなど、区財政の改善が進められたことを評価するものである。

一方、今後の多くの行政需要を考えると、安定的な行財政運営を可能とする強固な財政基盤の確立の課題は、依然として根本的には解決しておらず、他の特別区との比較などからみても、今後の行財政運営は、決して楽観視できる状況ではない。

健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正が行われ、29年4月1日から施行され、28年度決算から適用されることとなっている。

また、国においては、健全化判断比率に関わる財政分析や活用等について、様々な角度から検討されているところであり、今後とも、これらの動向を注視しながら、更なる財政健全化に向けた取組を推進されたい。

以上を踏まえ、今後とも、事務事業執行に当たっては、より一層財源の確保を図るとともに、効率的・効果的な事務執行に積極的に取り組み、新たな行政需要に柔軟に対応できる安定的で強固な財政基盤の確立に努められたい。

以 上